（案）

第５次地域管理経営計画書
第５次国有林野施業実施計画書

（五島壱岐森林計画区）

計画期間

自　平成２９年４月　１日

至　平成３４年３月３１日

九州森林管理局

（案）

第５次地域管理経営計画書

（五島壱岐森林計画区）

計画期間

自　平成２９年４月　１日

至　平成３４年３月３１日

九州森林管理局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵(かん)養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林(もり)づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林(もり)」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第６条第１項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後５年間の五島壱岐森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、五島壱岐森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。

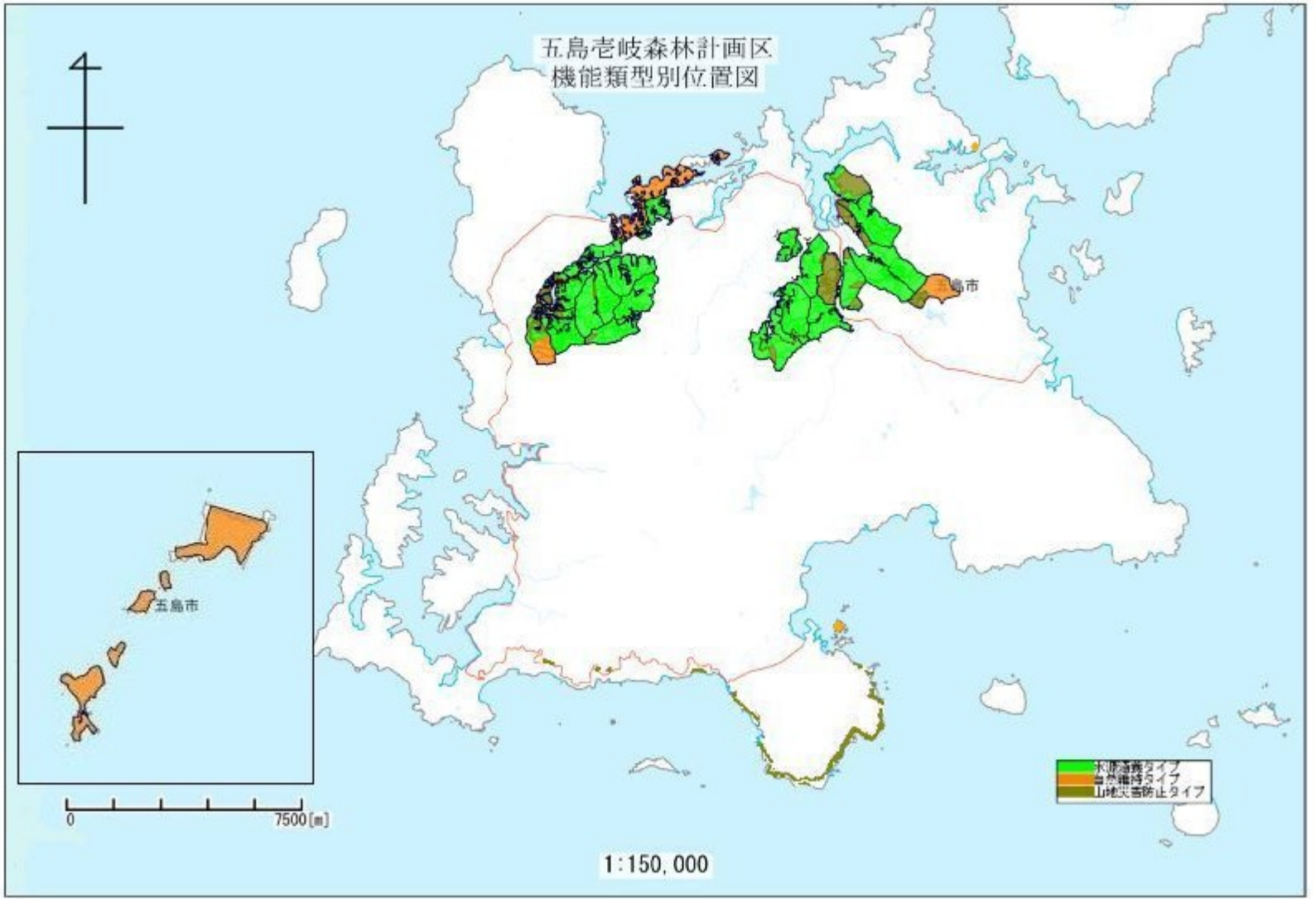
五島壱岐森林計画区
機能類型別位置図
五島市
0
7500[m]
水源涵養タイプ
自然維持タイプ
山地災害防止タイプ
1:150,000

目　　次

1　国有林野の管理経営に関する基本的な事項 …… 1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針 …… 1
①　森林計画区の概況 …… 1
②　国有林野の管理経営の現状及び評価 …… 2
③　持続可能な森林経営の実施方向 …… 3
④　政策課題への対応 …… 4
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 …… 4
①　山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項 …… 4
②　自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項 …… 5
③　森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項 …… 5
④　快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項 …… 6
⑤　水源涵(かん)養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵(かん)養タイプに関する事項 …… 6
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項 …… 6
①　低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及 …… 6
②　林業事業体の育成 …… 6
③　民有林と連携した施業の推進 …… 7
④　森林・林業技術者等の育成 …… 7
⑤　林業の低コスト化等に向けた技術開発 …… 7
⑥　その他 …… 7
(4) 主要事業の実施に関する事項 …… 7
①　伐採総量 …… 8
②　更新総量 …… 8
③　保育総量 …… 8
④　林道の開設及び改良の総量 …… 8
(5) その他必要な事項 …… 8

2　国有林野の維持及び保存に関する事項 …… 9
(1) 巡視に関する事項 …… 9
(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項 …… 9
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 …… 9
(4) その他必要な事項 …… 9

3　林産物の供給に関する事項 …… １０
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項 …… １０
(2) その他必要な事項 …… １０

４　国有林野の活用に関する事項　……１０
(1) 国有林野の活用の推進方針　……１０
(2) 国有林野の活用の具体的手法　……１０
(3) その他必要な事項　……１０

５　公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項　……１１
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項　……１１
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項　……１１

６　国民の参加による森林の整備に関する事項　……１１
(1) 国民参加の森林（もり）に関する事項　……１１
(2) 分収林に関する事項　……１１
(3) その他必要な事項　……１１

７　その他国有林野の管理経営に関し必要な事項　……１１
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項　……１１
(2) 地域の振興に関する事項　……１２
(3) その他必要な事項　……１２

1　国有林野の管理経営に関する基本的な事項

（１）国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

①　森林計画区の概況

本計画の対象は、五島壱岐森林計画区を管轄区域とする国有林野3,083ha(不要存置林野0.58haを含む。）であり、五島列島（福江島、久賀島、奈留島、若松島、中通島）及び壱岐島で構成する離島地域であるが、久賀島、奈留島、若松島、中通島及び壱岐島には国有林は存在しない。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が1,814ha（育成単層林1,625ha、育成複層林189ha）、天然生林が1,237haとなっており、主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹ではカシ類などとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林1,471ha、針広混交林226ha、広葉樹林1,354haとなっている。国有林の大部分は、ヒノキの人工林で、人工林率は54%となっており、その大部分は昭和36～42年頃に植栽したⅪ齢級程度の林分である。

国有林の一部は優れた自然景観を有し、西海国立公園に指定されており、また、水源かん養保安林を主体とする保安林が全体の94%で、五島市の重要な水がめとなっている。

また、福江島から南西に約70km離れた男女群島は、そのほとんどが国有林で、亜熱帯性植物が自生する史跡名勝天然記念物のほか、魚つき、航行目標保安林等に指定されている。

このため、本計画では、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進に重点を置くこととする。また、近年、特に国有林に対する期待が大きくなっている地球温暖化の防止、生物多様性の保全等にも対応した管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア　福江、岐宿地区（201～226林班）

父ケ岳（461m）を最高峰とした低山性の丘陵地帯で、大川原川と浦ノ川の上流部に位置する本地区は、五島市の水がめとして重要な役割を果たしており、山地災害防止機能や水源涵(かん)養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵(かん)養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、魚つき保安林及び保健保安林に指定されている区域については、自然環境の保全・形成等の保健文化機能の発揮が期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

イ　富江地区（227～237林班）

海岸線に沿って細長く点在する平坦地の天然広葉樹林は、防風、潮害防備等の保安林に指定されており、生活環境保全機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、一部の区域については、自然環境の保全・形成等の保健文化機能の発揮が期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

ウ　男女群島地区（２３８林班）

本地区は標高300m以下の台地状の山岳島で、面積は415haあり、海蝕崖が発達し、平坦地は少ない。自生しているアコウ等の亜熱帯性植物は天然記念物に指定され、鳥獣特別保護地区、保護林のほか、魚つき、航行目標保安林として重要な役割を果たしており、自然環境の保全・形成等の保健文化機能の発揮が期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、長崎森林管理署で管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は3,083haで九州森林管理局管内国有林総面積の1%を占めている。

蓄積は640千m^3で九州森林管理局総蓄積の0.5%を占めている。また、人工林面積は1,640haで人工林率は54%となっている。

森林の種類は、普通林が175haで6%を占めており、制限林が2,908haで94%となっている。なお、制限林の99%が保安林であり、その内水源かん養保安林が42%を占めている。

五島壱岐森林計画区内の森林資源状況

（単位：ha、㎥）

区　分	人工林	天然林	その他	合計
面　積	1,640	1,412	32	3,083
蓄　積	479,981	159,755	－	639,736

注　合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

主要施策に係る前計画における計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関して、地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画したが、シカ被害の回避等のため伐採を大幅に見合わせたことから計画量を大きく下回る結果となった。また、間伐については、地球温暖化防止対策等に資する森林整備の推進を図るため実行したが、計画量を下回る結果となった。

造林に関して、主伐の減により人工造林及び天然更新ともに計画量を大きく下回った。

林道等の開設又は拡張に関して、林道の開設については優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した。林道の改良については、台風や集中豪雨による被災箇所のうち緊急性の高い箇所を実行した。

主要施策に係る計画量と実行量

項　目		計　画	実　行
伐採立木材積		68,500 ㎥	40,585 ㎥
	主伐	4,500 ㎥	2,812 ㎥
	間伐	64,000 ㎥	37,773 ㎥
造林面積		34 ha	5 ha
	人工造林	34 ha	5 ha
	天然更新	0 ha	0 ha
林道等の開設又は拡張		開設：4.3 km　拡張： 1 箇所	開設：4.3 km　拡張： 1 箇所

③　持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林（もり）」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準(54指標)が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

Ⅰ　生物多様性の保全	地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、渓畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。
Ⅱ　森林生態系の生産力の維持	森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。
Ⅲ　森林生態系の健全性と活力の維持	外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。
Ⅳ　土壌及び水資源の保全と維持	降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵（かん）養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。
Ⅴ　地球的炭素循環への森林の寄与の維持	地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。
Ⅵ　社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	国民の森林（もり）に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のＰＲや施設整備等に努めるなど、「国民の森林（もり）」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。
Ⅶ　森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	Ⅰ～Ⅵで記述した内容を着実に実行し「国民の森林（もり）」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

④　政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、森林・林業再生に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

とりわけ、森林・林業の再生に向けた取組としては、林業事業体等への計画的な事業の発注による安定的・計画的な木材の供給、森林総合監理士等の活用による民有林行政支援、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定等に取り組んでいるところである。

（２）機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
・自然維持タイプ
・森林空間利用タイプ
・快適環境形成タイプ
・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表の通り。

○　機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営に当たっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

①　山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

ア　土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林で

あって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ　気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

山地災害防止タイプの面積

（単位：ha）

区　分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面　積	389	389	－

②　自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

自然維持タイプの面積

（単位：ha）

区　分	自然維持タイプ	うち、保護林
面　積	725	415

③　森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林空間利用タイプの面積

（単位：ha）

区　分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面　積	－	－

④　快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行うこととする。

快適環境形成タイプの面積

（単位：ha）

区　分	快適環境形成タイプ
面　積	－

⑤　水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行うこととする。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水源涵養タイプの面積

（単位：ha）

区　分	水源涵養タイプ
面　積	1,969

（３）森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組むこととする。

また、このことを通じて、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

①　低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

林業事業体等と連携し、低コストで効率的な施業を展開するとともに、これに関する研修会の開催等を通じ、民有林に対する低コストで効率的な施業の普及に努める。

②　林業事業体の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業体への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業体の育成に努める。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、システム販売の推進及び木質バイオマス資源の活用に向けた木材需給情報の交換に努める。

③　民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施等に努める。

森林共同施業団地の概況

箇所数	面積(ha)	
	国有林	民有林
1	607	334

④　森林・林業技術者等の育成

事業の発注や研修フィールドの提供等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。

⑤　林業の低コスト化等に向けた技術開発

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努める。

⑥　その他

国民の森林（もり）としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

（４）主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、主伐とその後の再造林にも取り組み、混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組むこととする。林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成・整備を図ることとする。

① 伐採総量

（単位：㎥、ha）

区　　分	主　　伐	間　　伐	計
本　計　画	4,300	66,200 (864)	70,500
前　計　画	4,500	64,000 (858)	68,500

注：（　）は、間伐面積である。

② 更新総量

（単位：ha）

区　　分	人工造林	天然更新	計
本　計　画	9	－	9
前　計　画	34	－	34

③ 保育総量

（単位：ha）

区　　分	下　刈	つる切	除　伐	枝　打	ぼう芽整理
本　計　画	78	1	－	－	－
前　計　画	36	3	1	－	－

④ 林道の開設及び改良の総量

区　　分	開　　設		改　　良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数　　量	5	5,900	5	1,600

（５）その他必要な事項

該当なし。

2　国有林野の維持及び保存に関する事項

（１）巡視に関する事項

①　山火事防止等の森林保全巡視

本計画区の一部は国立公園に指定されており、レクリエーションを目的とした森林への入込利用者が多く、このため、地元住民及び地元市町等との連携を密にして、山火事防止の宣伝、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、山火事の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努めることとする。

②　境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実に行い、境界の保全管理に努めることとする。

（２）森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

近年、五島の国有林での松くい虫の被害は見られないが、被害が発生した場合は、地元の要望等を踏まえながら、被害防止に努めることとする。

（３）特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

①　保護林

種　　類	箇所数	面　積(ha)
植物群落保護林	1	415

②　緑の回廊

種　　類	延長(km)	面　積(ha)
該当なし		

（４）その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源涵(かん)養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組を推進することとする。

さらに、拡大傾向にあるシカ被害に対する対策として、地元自治体等と協力の下に、有害鳥獣捕獲等の被害防除対策に積極的に取り組むこととする。

3　林産物の供給に関する事項

（1）木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材については、地域における木材の安定供給体制の整備等が図られるよう、木材価格、需要動向を踏まえ計画的な供給に努めることとする。

さらに、民有林材・国有林材が一体となった簡素で合理的な流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努めることとする。

（2）その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、これまで利用が低位であった木質バイオマス資源として利用可能な低質材等の安定供給にも努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

4　国有林野の活用に関する事項

（1）国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

本計画区内の森林は、下流域の重要な水源林となっているほか、その一部は、西海国立公園に指定されており、自然景観に優れ保健休養の場としての入込者も多いことから、自然景観の維持、向上に配慮しつつ、関係市町参加の下に水源林の造成を推進することとする。

また、国道等の改良に伴う活用に当たっては、地域の振興、住民の福祉の観点から推進することとする。

①　レクリエーションの森

種　　類	箇所数	面　積(ha)
該当なし		
総　　数		

（2）国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たり、道路等の公用・公共用地については貸付け又は売り払い等によることとする。また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用することとする。

（3）その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、水源の涵（かん）養、自然環境の保全等の森林の持つ公益的機能との調和を図るとともに、土地利用に関する計画等との必要な調整を行った上で、積極的に推進することとする。

5　公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

（１）公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用に努めることとする。

（２）国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6　国民の参加による森林の整備に関する事項

（１）国民参加の森林（もり）に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

（２）分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林（もり）づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

（３）その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

7　その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

（１）林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着やコンテナ苗植栽の推進等による低コスト造林の導入・定着、普及を図ることとする。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図ることとする。

また、研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行うこととする。

（２）地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵（かん）養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努めることとする。また、その際には次の点に留意することとする。

① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。

② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。

③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

（３）その他必要な事項

該当なし

（案）

第５次国有林野施業実施計画書

（五島壱岐林計画区）

計画期間

自　平成２９年４月　１日

至　平成３４年３月３１日

九　州　森　林　管　理　局

目　　次

1　国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域 …… 1

2　施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量 …… 1

（１）伐採造林計画簿 …… 1

（２）水源涵（かん）養タイプにおける施業群別面積等 …… 1

（３）水源涵（かん）養タイプの施業群別の上限伐採面積 …… 1

（４）伐採総量 …… 2

（５）更新総量 …… 3

（６）保育総量 …… 3

3　林道の整備に関する事項 …… 4

4　治山に関する事項 …… 4

5　保護林及び緑の回廊の名称及び区域 …… 5

（１）保護林の名称及び区域 …… 5

（２）緑の回廊の名称及び区域 …… 5

6　レクリエーションの森の名称及び区域 …… 5

7　公益的機能維持増進協定の名称及び区域 …… 5

8　その他必要な事項 …… 5

（１）施業指標林、試験地等 …… 5

（２）フィールドの提供 …… 6

（３）その他 …… 6

（４）森林共同施業団地 …… 6

1　国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2　施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

（1）伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

（2）水源涵（かん）養タイプにおける施業群別面積等　（単位：ha）

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	19.74	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ　40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	4.76	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70 ～ 100
	ヒノキ長伐期	1,382.19	同上	80 ～ 120
	その他人工林	3.11	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	213.95	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	64.74	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型　80 長期型 100
	天然林長伐期	60.07	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	200.82	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
施業群設定外		－		
合計		1,949.38		

注　スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

（3）水源涵（かん）養タイプの施業群別の上限伐採面積

（単位：ha）

施業群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	1
ヒノキ長伐期	57
保護樹帯	17
スギ・ヒノキ複層林	6
天然林長伐期	3
天然林広葉樹	28

（4）伐採総量

（単位：㎥、ha）

区　分		林地					林地以外	合　計
		主　伐	間　伐	小　計	臨　時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ		－	5,472 (76)	5,472				
自然維持タイプ		－	－ (－)	－				
森林空間利用タイプ		－	－ (－)	－				
快適環境形成タイプ		－	－ (－)	－				
水源涵(かん)養タイプ	スギ長伐期	－	307	307				
	ヒノキ長伐期	－	58,601	58,601				
	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ複層林	4,200	－	4,200				
	保護樹帯	－	421	421				
	計	4,200	59,329 (788)	63,529				
合　計		4,200	64,801 (864)	69,001	1,499	70,500	－	70,500
年　平　均		840	12,960 (173)	13,800	300	14,100	－	14,100

注　（　）は、間伐面積である。

（再掲）市町村別内訳　（単位：㎥）

市町村名	林地					林地以外	合　計
	主　伐	間　伐	小　計	臨　時 伐採量	計		
五　島　市	4,200	64,801	69,001				

注　臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

（５）更新総量　　（単位：ha）

区　　分		山地災害防止ﾀｲﾌﾟ	自然維持ﾀｲﾌﾟ	森林空間利用ﾀｲﾌﾟ	快適環境形成ﾀｲﾌﾟ	水源涵(かん)養ﾀｲﾌﾟ	合　計
人工造林	単層林造成	－	－	－	－	－	－
	複層林造成	－	－	－	－	9.09	9.09
	計	－	－	－	－	9.09	9.09
天然更新	天然下種第１類	－	－	－	－	－	－
	天然下種第２類	－	－	－	－	－	－
	ぼう芽	－	－	－	－	－	－
	計	－	－	－	－	－	－
合　計		－	－	－	－	9.09	9.09

（６）保育総量　　（単位：ha）

区　　分		山地災害防止ﾀｲﾌﾟ	自然維持ﾀｲﾌﾟ	森林空間利用ﾀｲﾌﾟ	快適環境形成ﾀｲﾌﾟ	水源涵(かん)養ﾀｲﾌﾟ	合　計
保育	下　刈	78.09	－	－	－	－	78.09
	つる切	0.09	－	－	－	－	0.09
	除　伐	－	－	－	－	－	－
	枝　打	－	－	－	－	－	－
	ぼう芽整理	－	－	－	－	－	－
	計	78.18	－	－	－	－	78.18

3　林道の整備に関する事項

基　幹 ・ その他別	開　設 ・ 改良別	路　線　名	箇　所 （林　班）	延　長 （ｍ）	備　考
その他	開　設	浦ノ川209林道	209	800	
		浦ノ川210林道	207、209、210	1,000	
		浦ノ川211林道	211	1,300	
		扇山212林道	212	500	
		小川原214林道	213、214	2,300	
基　幹	改　良	河務林道	202、205	300	舗装外
		大曲林道	207、208	300	舗装外
		権現岳林道	203	300	舗装外
その他	改　良	浦ノ川林道	211	500	舗装外
		小川原林道	213、214	200	改良
計	開　設			5,900	5路線
	改　良			1,600	5箇所

4　治山に関する事項

位　置（林　班）	区　分	工　種	計　画　量 （箇所数又は面積）
202、203、205、207、209、210、213～216、219～221、224	保安林整備	本数調整伐	50ha
211	保安林整備	その他	1ha
203、214、217、219	保全施設	渓間工	6箇所
209	保全施設	山腹工	1箇所
計	保安林整備		51ha
	保全施設		7箇所

5　保護林及び緑の回廊の名称及び区域

（1）保護林の名称及び区域

種　　類	名　称	新設 既設	面　積 （ ha ）	位　　置 （林小班）	特　　徴　　等
植物群落保護林	男女群島	既設	414.63	238全	暖帯性広葉樹の植物学的考証

（2）緑の回廊の名称及び区域

名　称	新設 既設	延　長 （km）	面　積 （ha）	位　置 （林小班）	特　徴　等
該当なし					

6　レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名　称	新設 既設	面　積 （ ha ）	位　　置 （林小班）	選　定　理　由	備　　考
	該当なし					

7　公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名　称	区　域 （林小班）		面積 （ha）	森林施業 の種類	林道の 開設等	設定年及び 有効期限	備考
該当なし	民						
	国						

8　その他必要な事項

（1）施業指標林、試験地等

種　類	名　　称	設定 年度	面積 （ha）	位　　置 （林小班）	備考
該当なし					

（2）フィールドの提供

対象地（林小班）	設定の目的	備考
該当なし		

（3）その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位置（林小班）	面積(ha)	施業方法
該当なし		

注　ふれあいの森その他森林空欄利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

（4）森林共同施業団地

名称	対象地（林小班）		面積（ha）	連携した施業の内容	備考
五島地域森林整備推進協定	民	五島地域森林整備推進協定書による	334	間伐の方法 間伐材の販売 路網の整備	
	国		607		